

保護者の皆様

足立区立第十一中学校

校長 星 貞年

生活指導部

緊急事態宣言中の部活動について

盛夏の候、保護者の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日7月12日より東京都を対象とした緊急事態宣言が発令されました。これまで以上の危機感をもって、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染症防止対策を徹底しながら学校運営を継続するとともに、部活動に関しては足立区教育委員会の指示により下記のとおりに対応いたします。

つきましては、発令中の部活動を実施するにあたり、保護者の皆様には同意書のご提出に協力いただきたく存じます。ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 全ての部活動を原則中止とする。ただし学校長の責任の下、大会等への出場や定期演奏会等の実施は可能とし、校内での活動ならびに都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。
- 引き続き3密や生徒の体調管理に配慮するとともに、次の点に留意した上で実施可とする。
 - ・ 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする。夏季休暇中は3時間程度とする。
 - ・ 休養日は、週当たり2日以上（少なくとも平日1日、週休日1日）とする。
 - ・ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。部活動実施前後の更衣等における会話はしない。
 - ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教員等が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
 - ・ 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。日常的な健康観察や保健調査票の活用等により、生徒の健康状態の把握に努める。
 - ・ 大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合には、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意を得るとともに、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を確実にを行い、必要最低限の活動日数・時間とする等、感染症対策を徹底する。
 - ・ 対外試合・合同練習の実施や大会参加をする場合は、感染症対策（検温、マスク着用、手洗い、換気、3密の回避等）を十分に行った上で、東京都中学校体育連盟の「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づいて、実施する。
 - ・ 大会や発表会等の開催における、保護者の観戦・参観は原則無観客とする。ただし、大会主催者が観戦を可とする場合は観客人数の制限を厳守する。また、発表会等の場合は無観客とし、映像収録やオンライン配信としたりするなどの工夫を行い、その収録等のための保護者の参加は最低限の人数とする。
 - ・ プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面では会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなどの感染症対策を徹底する。（昼食はまたがない）
 - ・ 使用する用具等は、使用前にできうる限り消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
 - ・ 保護者等が自主的に練習場所を確保する行為等は厳に慎んでいただく。

以上